

海老名市自治基本条例 条例骨子案
提 言 書

2006年7月

海老名市自治基本条例策定検討委員会

目 次

はじめに	2
I 条例骨子案について	4
1. 前 文	5
2. 総 則（第1条・第2条）	6
3. 海老名市における自治の理念及び基本原則（第3条・第4条）	7
4. 市 民（第5条・第6条）	9
5. 議 会（第7条～第11条）	12
6. 市（第12条～第18条）	15
7. 行財政の制度と運用（第19条～第28条）	18
8. 連 携（第29条・第30条）	20
9. 最高規範及び改正（第31条・第32条）	20
10. 付 則	21
○参考資料	
1. 海老名市自治基本条例策定検討委員会について	1
(1) 条例骨子案作成までの流れについて	1
(2) 検討経緯	2
(3) 委員名簿	3
2. 海老名市自治基本条例に関する市民アンケート調査結果について	4

はじめに

海老名市自治基本条例策定検討委員会は、市民公募委員14名と市職員5名により、海老名市自治基本条例の条例骨子案を提言する組織として、平成17年7月に設置されました。

同検討委員会はグループ討議を中心に16回開催され、そのほかに、市民アンケート調査の実施や条例骨子案素案作成のための起草部会・調整部会を設置し、本日、1年間にわたる議論の結果として、ここに条例骨子案提言書を提出いたします。これを受けて、市には条例案作成のご努力をお願いする次第であります。

また、私たち海老名市自治基本条例策定検討委員会は、心血を注いでこの自治基本条例骨子案を仕上げました。今後、この条例が施行されるようになるまで、幾多の難関を通らねばならないことを予想しております。この条例が確かに施行されるまで、私たちに説明責任・見守る責任が存在することは明らかです。よって、私たち海老名市自治基本条例策定検討委員会委員は、本提言書提出後も活動を続ける所存です。

市長は、以上の内容について主旨をくみ取りの上、速やかに議会に提案されるよう期待いたします。また、条例案の確定前に、私たち海老名市自治基本条例策定検討委員会委員への説明責任を果たしていただくよう、切に希望します。

平成18年7月20日
海老名市自治基本条例策定検討委員会
委員長代理（委員代表）久保田 英賢

I 条例骨子案について

【本編の見方】

条例骨子案は、章レベル（カテゴリー）ごとに9項目＋付則でまとめ、それぞれの条文作成の背景となった「グループ討議結果」及び「条例骨子案素案作成時の意見等」をまとめた構成となっております。

【グループについて】

グループは、委員全員による議論・検討を促進するために、その都度メンバー構成を変更しておりますので、グループ名とそのメンバー構成は固定されたものではありません。

1. 前文

私達の海老名市は、丹沢連峰を望む広々とした空、大小の河川がもたらす豊かな土地と緑に恵まれ、古えから多くの人の営みが続く、歴史あるまちです。その自然・文化を守り、育て、未来につなげて行くのは私達市民の責任です。

海老名市のことは市民の意思で決定する、市民主役の自立した海老名市を築くため、その最高規範として、ここにこの条例を制定します。

○「前文」作成の背景となった意見等

〔グループ討議結果〕 ※このグループ討議内容は、「海老名らしさ」として検討を行った結果です。

【1グループ】

- ・文化芸術都市、「商業都市」、「農業都市」、「学園都市」、「緑花都市」、「福祉教育都市」を目指し、安心安全で住みやすい都市を目指す。
- ・海老名には様々な要素があるが、際立った特徴がないことから、調和のとれた都市にしたい。
- ・駅周辺にこれほどの自然（田園）が残る市町村は県内でも稀有であるから、自然を残していきたい。
- ・消費者にとって安心・安全な都市にしたい。
- ・人生の自給自足が出来る都市にしたい。最近は中高年の活躍が目立つが、若者も健康的に過ごせる都市にしたい。
- ・心のまずしい都市にはしたくない。
- ・海老名の広い空を残したい。

【2グループ】

- ・広大な水田・田園地帯、農地の保全
- ・都市農業（都市近郊農業生産地）の位置付けの明確化
- ・農業関連施設との連携
- ・緑の保全、地産地消
- ・遺跡等、国の重要文化財の保護
- ・観光資源の活用
- ・海老名のまちに対する誇り

2. 総 則

(目的)

第1条 この条例は、海老名市における自治の理念を明らかにし、これに基づく市政運営の原則を定め、真に市民のための自治が実現される事を目的とします。

(用語の定義)

第2条

1. 市民とは以下のものをいいます。
市内に住所のある人、市内で働く人・学ぶ人・活動する人・事業を営むもの、市内に事務所のある個人・法人・団体、市内に資産を有するもの
2. 市とは以下のものをいいます。
市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、監査委員
3. 市政とは以下のものをいいます。
議会及び市の諸活動

○「総則」作成の背景となった意見等 〔グループ討議結果〕

【1グループ】

- 「市民の範囲」について
 - ・住所を有する者
 - ・住んでいる者（住所なし）
 - ・市内在勤・在学者
 - ・事業を営む者
 - ・活動する団体
 - ・活動する個人
 - ・その瞬間市内にいる者（特定事項（例えば災害時等））

【2グループ】

- 「市民の範囲」について
 - ・市内に居住する者（外国人含む）
 - ・市内在勤・在学者
 - ・事業を営む者
 - ・法人格のない任意団体も対象とする
 - ・市内に固定資産を有する者（納税義務者）
 - ・市内を通過する者や一時的に市内を訪れる者については対象外

【3グループ】

- 「市民の範囲」について
 - ・住人（国籍を問わず）
 - ・市内在勤・在学者
 - ・市内に事務所のある個人・法人・団体

〔条例骨子案素案作成時の意見等〕

- ・「市」というのは現実には執行機関＋議会として使われているが、現実的に使用されている方法に合わせた方が良くはないか
- ・「市民」の範囲については、選挙時の扱いを検討する必要があるが、外国人籍の人も含むこととする
- ・事業者については、「市民」定義に含めた考えの方が良くはないか

3. 海老名市における自治の理念及び基本原則

（自治の理念）

第3条 市民、議会、市が、それぞれの果たす役割を自覚し、市民の一人一人が尊重される住み良い海老名市を築くため、公正で開かれた市政と市民主体の自治を目指します。

（基本原則）

第4条 人権、自由、平和が守られ、市民全てが心豊かに生活できるよう、以下のことを基本原則とします。

1. 市民主権：市民の意思に基づき市政が行われること。
2. 男女平等：男女が市民社会の対等な構成員であることを認識し、両者に格差を生じさせないこと。
3. 情報の共有：議会及び市が保有する情報を市民が共有すること。
4. 市民と市の協働：市民と市は対等かつ協力の関係を築き、協働を進めること。

○「海老名市における自治の理念及び基本原則」作成の背景となった意見等
〔グループ討議結果〕

【1グループ】

(自治の理念)

- ・平和 (市民の安寧)
- ・地域社会の創造
- ・地域主権の確立
- ・自己責任
- ・教育、文化、芸術、福祉

(基本原則)

- ・清らかな選挙
- ・市民参加の原則
- ・子どものことを真に考えることを目指した条例であることを項目としてほしい

【2グループ】

(自治の理念)

- ・情報の共有 (知る権利、説明できる権利も必要)
- ・市民・行政・議会3者が相互に知る権利、説明責任を負う

(基本原則)

- ・市民活動との協働
- ・男女平等 (男女共同参画)
- ・「してもらう」だけでなく、「自分もやる」
- ・自ら発言し、動くこと

【3グループ】

(自治の理念)

- ・自治の理念の基本は「協働」(市民憲章を基にした「まち」)
※「協働」は市政運営の基本原則について意見を集約した結果
(基本原則 (として盛り込むべきもの))

- ①市民が主役である (市民参加・市民主権) ことについて
 - ②市民と行政のお互いの果たすべき義務・協力について
 - ③情報の共有について
- の3つを柱とする。

また、「自立」「公平」について検討する必要がある

〔条例骨子案素案作成時の意見等〕

- ・市民主権に従うのは「行政・議会」であるので、原則（市民主権）を最初に置いたほうが良いのではないか。
- ・「市政運営の原則」とすると、「市民」の権利・義務、「行政運営」などと重複する部分がかかり出てくるので、この際、「理念」と「原則」を並べて記載し、その後、「市民主権」から始まった方が良いのでは
- ・上記内容から考えると、原則として、「市民主権」「男女平等」「協働」「情報公開」などが当てはまる

4. 市民

（市民の権利）

第5条 前2条に掲げた自治の理念・基本原則を実現するために市民は以下の権利を有します。

1. 市政に参加する権利：市民は政策の立案・決定・実施・評価の過程において、自らの意思で参加する権利を有します。
2. 行政サービスを受ける権利：市民は等しく行政サービスを受ける権利を有します。
3. 情報を知る権利：市民は市政に関する情報を知る権利を有します。
4. こどもの権利：市民として守られ、年齢に応じて、市政に参加する権利を有します。

（市民の責務）

第6条 第3条及び第4条に掲げた自治の理念・基本原則を実現するために市民は以下の責務を有します。

1. 社会的責任の自覚：市民はお互いに尊重し合い、快適な社会環境の創造に努めなければなりません。
2. まちづくりへの寄与：市民はお互いの協力により、安心して安全なまちづくりを推進しなければなりません。
3. 経費の負担：市民は市政にかかる経費を負担しなければなりません。

○「市民」作成の背景となった意見等

〔グループ討議結果〕

【1グループ】

○「市民の範囲」について

- ・住所を有する者
- ・住んでいる者（住所はなし）
- ・勤めている者（在勤者）
- ・学んでいる者（在学者）
- ・事業を営む者
- ・活動する団体
- ・活動する個人

※その瞬間市内にいる者（特定事項として対象としてはどうか）

○「市民の権利」について

- ・行政サービスを受ける権利
- ・行政情報を知る権利
- ・行政へ参画する権利

○「市民の責務」について

- ・自分たちでできることは自分たちでやる
- ・相互扶助の精神を持つ（市民と市民、市民と行政）
- ・行政運営の手伝いをする（積極的にまちづくりへ参加）
- ・地域の発展と環境保全に努める

【2グループ】

- 「市民の範囲」について
 - ・市内に居住する者、勤務する者、市内の学校に通学している者、市内で事業を営むもの。(各委員共通認識)
 - ・市内を通過する者、一時的に市内を訪れる者(買い物を訪れる者、公共施設利用者等)についての検討を行ったが、市内に拠点を有していないことから、対象外とした。
 - ・外国人については、特に排除する規定を設けることなく、対象とする。
 - ・NPOで法人格のない任意団体については、市に対して有益でない団体も想定されるが、門戸を広く開放するスタンスが必要との認識により、任意団体も対象とする。
 - ・市外に在住し、市内に固定資産を有している者については、市との密接な関わりがあるため、納税義務者も対象とする
- 「市民の権利」について
 - ・市政に参加し、意見を述べることができる権利
 - ・市の保有する情報を知る権利
 - ・安全に安心して暮らすことができる権利
- 「市民の責務」について
 - ・市民に主権があることを自覚する責務
 - ・執行機関や他の市民とともに協働する責務
 - ・市民が市民のために行動し、まちづくりへ積極的に参加する責務
 - ・納税等による受益負担の責務
 - ・自身の行動や発言に責任を持つ責務
 - ・決められた約束事(ルール)を守る責務

【3グループ】

- 「市民の範囲」について
 - ・住人(国籍を問わず)
 - ・在勤・在学
 - ・市内に事務所のある個人・法人・団体
- 「市民の権利」について
 - ・市政・立法に参加する権利
 - ・サービス提供を受ける権利
 - ・情報を知る権利
 - ・市民が市民のため市を作る権利
- 「市民の責務」について
 - ・言動に責任を持つ
 - ・自覚を持つ

〔条例骨子案素案作成時の意見等〕

- ・権利として考えられるもの（参加・情報・意見表明・提案権・環境権・個人情報コントロール権）について、参加・情報は勿論だが、環境権は欲しい
- ・権利と義務は表裏一体であり、権利ばかりを主張すると次世代に義務が生じる。今市民に与えられている権利は選挙権だけである
- ・地方自治法上の権利について、敢えて掲載する必要はないのではないか
- ・責務・義務として、発言行動への責任、地域社会創造への貢献、納税などがある。
- ・納税については当然であるが、施設使用料の納付について明記すべきではないか

5. 議 会

（議会の設置）

第7条 市民の意思決定機関として議会を設置します。

（議会の役割）

第8条 民意を負託された議会は、市民の意思を市政に実現させなければなりません。

（議員の責務）

第9条 議員は、議会において市民の意思を市政に実現させるため、以下の責務を有します。

1. 議員は、市民の意思の的確な把握に努め、その機能を十分に発揮し、市民の期待に応えなければなりません。
2. 議員は、品位を保ち自己研鑽に努め、常に市民全体の福祉向上を行動の指針としなければなりません。

（請願の取り扱い）

第10条 議会は市民の請願について、市民の陳述機会を設けなければなりません。

（議会情報の公開）

第11条 議会はその活動に関する情報を公開し、市民にわかりやすく説明する責任を有します。

○「議会」作成の背景となった意見等

〔グループ討議結果〕

【1 グループ】

- 議会の役割
 - ・市民の意志を市民の代表として市政に反映させること
- 議会の責務
 - ・情報を提供し、開かれた議会運営に努める
 - ・発展的、建設的に円滑な市政運営に努める
- 議決事項
 - ・地方自治法に定めるもののほか、重要な案件を定める
- 議員の責務
 - ・市民の負託に応える
- 必要であれば条例立案も行なう

【2 グループ】

- 議会運営について
 - ・市議会の設置規定
 - ・透明性のある運営
- 議会の責務について
 - ・私腹を肥やしてはいけない
 - ・市民の信託に応える（市民の意向を酌む）
 - ・誠実な職務遂行義務
 - ・市民への説明
- 議会の権限について
 - ・行政のチェック
 - ・重要事項の意思決定
 - ・条例提案の権限
- その他
 - ・議会基本条例（仮）の策定
 - ・市政は市長へ信託

【3 グループ】

○現在の問題点の抽出

- ・ 発言の機会（時間）が平等でない
- ・ 複数回当選の議員による慣習に縛られる
- ・ 議長が1年交替であることの弊害
- ・ 議会委員会の情報公不足

○考えるべき点等

1 議員の義務について

- ・ 品位と名誉の保持
- ・ 市民全体の利益のために行動すること
- ・ 自己研鑽に努めること

2 市民の投票する権利と義務について

- ・ しがらみによる投票の弊害
- ・ 議員情報の開示不足

○まとめ

議会で通る条例の作成が必要

〔条例骨子案素案作成時の意見等〕

- ・ 「議会の設置」項目は必要である
- ・ 議会の定義として「役割」とするか「責務」とするか、については、議会は議員の集合体であるため、議会の責務を規定することは難しいのではないか
- ・ 議員の責務について、「応答責務」を入れても良いのではないか
議員は市民の「代表」かどうかについて、「民意を負託されている者」とする表現が良いのではないか
- ・ 議会運営についての規定を設けることについて、議会運営条例に委ね、行政運営は書くこととする

6. 市

(市長の設置)

第 12 条 海老名市の代表者として市長を置きます。

(市長の責務)

第 13 条 市長は、市民意思の実現を目指して、全力を挙げて、法律及び本条例の理念の実現に向けて市政の執行に当たらなければなりません。

(就任時の宣誓)

第 14 条 市長は就任するに当たって、公正かつ誠実に市民意思を実現する事を、市民に宣誓しなければなりません。

2. 前項の規定は教育長の就任について準用します。(副市長・収入役が設置されている場合も同じ)

(市の責務)

第 15 条 市は、その組織を不断に見直すことによって、社会情勢の変化及び多様化する地域課題に、迅速かつ的確に対応しなければなりません。

(職員)

第 16 条 職員は市民との協働の視点を持ち、本条例の理念の実現に向けて、その能力を最大限に発揮しなければなりません。

(情報の共有)

第 17 条 市は、市政に関する情報を公開及び提供すると共に、市民にわかりやすく説明しなければなりません。

(個人情報の保護)

第 18 条 市は、個人情報を適正に取り扱う事により、市民の権利・利益の侵害を防止しなければなりません。

○「市」作成の背景となった意見等（グループ討議結果から）
〔グループ討議結果〕

【1 グループ】

- 体系上のあるべき姿について
 - ・「執行機関」を「意思形成機関」「執行機関」「監査機関」の3区分化と考える
- 執行機関のあるべき姿について
 - ・市民サービスの向上
 - ・公平、誠実、平等、透明性
 - ・市民の信頼に応える
 - ・市民の自立促進を支持する
 - ・市民の利益・権利を守る
 - ・機関組織の明確化
 - ・財政運営の説明責任
 - ・積極的な情報公開
 - ・職員採用について市民の意見を反映させる仕組みを作る
 - ・時代に即した行政
 - ・収入役、教育長は廃止し、助役は副市長に
 - ・職員の採用、昇格についても外部（民間）の査定等を導入する。
 - ・自治会単位より細分化された地域コミュニティ（ゴミ集積所単位等）の育成

【2 グループ】

- 行政運営・組織について
 - ・市長の考えが執行機関の考え
 - ・主権在民がないがしろにされているのが現状
 - ・鳥瞰的（全市的）な視点での市政運営が必要
 - ・地域のバランスを取って事業を実施してほしい
 - ・助役、教育長、収入役が執行機関に必要か（副市長制の導入の検討）
 - ・組織は分かり易く効率的とすること（縦割り行政の改善）
 - ・個人情報以外は原則公開
 - ・市民及び市議会の調査・要望に関し、文書での説明責任を条文化すべき（市民よりの質問に対する説明責任を）
- 職員について
 - ・職員は、素人の市民と意見を闘わす
 - ・職員は行政の専門家となるような教育が必要
 - ・職員は地域に密着する
 - ・職員は常に民意の把握に努めること。市民要望に迅速に対応すること。

【3グループ】

- 「組織運営」について
 - ・社会情勢や地域の課題に対しての柔軟な対応が必要である
 - ・簡素で効率的な組織でなければならない
- 「個人情報の保護」について
 - ・行政の保有する情報が適切に公開され、市民との共有化を図る一方、個人情報の適正な保護がなされなければならない
- 「市長及び職員の責務」について
 - ・市民の意思が適切に市政へ反映される仕組みの確立が必要である
 - ・多選の弊害が発生しないように、市長の多選を禁止すべき
(但し、多選の弊害の有無の判断は投票者が判断すべき問題であり、条例で規定すべきでない、との反対意見が出された)
 - ・職員の能力向上、育成を図るとともに、成果主義に基づく適正な評価を行う必要がある

〔条例骨子案素案作成時の意見等〕

- ・「市長の設置」規定を設けることについて、「議会の設置」規定に合わせる必要あり

7. 行財政の制度と運用

(総合計画)

第 19 条 市は、海老名市基本構想に基づいて、長期的かつ総合的な計画を定め、それに基づく市政運営を行わなければなりません。

(財政運営)

第 20 条

1. 市は、総合計画の下に財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性の確保に努めなければなりません。
2. 市は、予算・決算その他の財政に関する事項を、市民に公表し、わかりやすく説明するよう努めなければなりません。

(政策評価)

第 21 条

1. 市は、行政の開示性を高め、市民への説明責任を果たすため、政策評価を実施し、その結果を市民に公表しなければなりません。
2. 市は、市民の意思のもと、政策評価の結果を総合計画の推進、予算編成及び執行体制の整備に反映させなければなりません。

(行政手続きの整備)

第 22 条 市は、公正で明確な市政を運営できるよう、適正な行政手続を確保しなければなりません。

(外部監査)

第 23 条 市は、市政の公正性と透明性の向上を図るため、監査委員による監査のほか、外部監査契約を結ぶ事が出来るものとします。

(政策に関わる市民の意見提出手続き)

第 24 条 市は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見を聞かなければなりません。

(市民の権利・利益の保護)

第 25 条

1. 市は、市政に対する市民からの相談、意見、要望等を、誠実かつ迅速に処理するよう努めなければなりません。
2. 市の行為により不利益を受けた市民に対し、これを救済する措置をとらなくてはなりません。

(付属機関等への市民参加)

第 26 条 市は、付属機関等の委員の一部又は全部を公募しなければなりません。

(応答責任)

第 27 条 市は、市民から寄せられた意見、質問、要望などに対し、理由を示して回答しなければなりません。

(住民投票)

第 28 条 市長は、重要事項については、広く市民の意向を把握するため、別に条例の定めるところにより、住民投票を実施しなければなりません。

○「行財政の制度と運用」作成の背景となった意見等

〔グループ討議結果〕

【1 グループ】

- ・自治会長の声は多くの市民の声である（自治会加入率は8割を超える）
- ・市民の行政の窓口として相談課を作って対応すべき（総合受付が必要）
- ・市民参加を推進する
- ・市長から行政委員会まで堅実な行政運営を行う（行政改革も推進）
- ・官民共同の行政を行うために、行政監査委員会を設置する

【2 グループ】

- 「行政手続」について
 - ・公正で透明な市政運営がなされなければならない
 - ・適正な行政手続が確保されなければならない
- 「市民の権利・利益の保護」について
 - ・市の行為により不利益を受けた市民の救済が必要である
- 「住民投票」について
 - ・住民投票については、「執行機関」の中に含めるのか、別項目として整理するか、については今後の整理が必要
 - ・住民投票の対象についても今後の検討課題である

〔条例骨子案素案作成時の意見等〕

- ・執行機関、市政運営、行政運営3項目の分野方法について、「行財政運営」項目が必要となるのではないか
- ・住民投票権について、外国人を対象とする。また、有権者の50分の1の連署を以て請求できるようにしたい。
(但し、このことについては、別に検討を行ったほうが良いのではないかと意見あり)

8. 連 携

(他の自治体との連携)

第 29 条 市は、他の自治体と連携して、行政サービス・施設の相互利用・共通する課題への広域的対応を行わなければなりません。

(国・県への意見の提出及び協力要請)

第 30 条 市は、国・県に対し積極的に意見を述べ、必要な協力関係を築くものとします。

○「連携」作成の背景となった意見等

〔グループ討議〕

【1 グループ】

- ・国及び他の地方公共団体との関係が必要

9. 最高規範及び改正

(条例の位置付け)

第 31 条 この条例は、海老名市における最高規範であり、市は他の条例及び規則の運用において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければなりません。

(改正要件)

第 32 条 この条例の改正は、議会において議員の3分の2以上の賛成により行わなければなりません。

○「最高規範」作成の背景となった意見等 (グループ討議結果から)

〔グループ討議結果〕

【1 グループ】

- ・最高法規性が必要

〔条例骨子案素案作成時の意見等〕

- ・高いハードルが必要なのではないか

10. 付 則

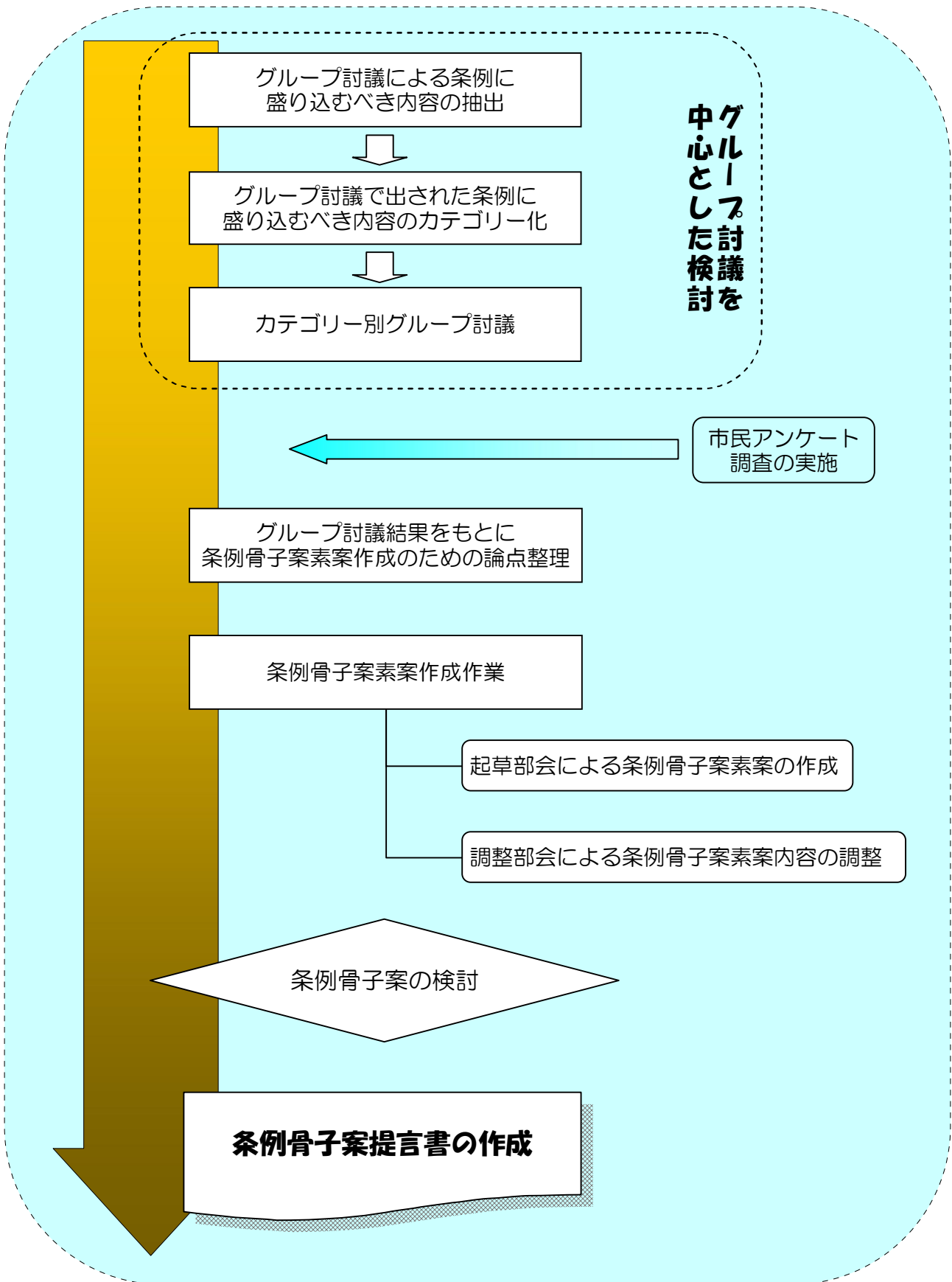
1. この条例は 年 月 日から施行する。
2. 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の規定について見直しを行うと共に、その結果を踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

○ 参 考 資 料

1. 海老名市自治基本条例策定検討委員会について
 - (1) 条例骨子案提言書作成までの流れ
 - (2) 検討経緯
 - (3) 委員名簿
2. 海老名市自治基本条例に関する市民アンケート調査結果について

1. 海老名市自治基本条例策定検討委員会について

(1) 検討委員会による条例骨子案提言書作成までの流れ



(2) 海老名市自治基本条例策定検討委員会 検討経緯

【平成17年度】

開催日	項目	作業内容等	討議内容等
平成17年7月25日	第1回自治基本条例策定検討委員会	委嘱状交付	
平成17年10月7日	第2回自治基本条例策定検討委員会	グループ討議	「海老名市の問題点」「どのような街を目指していけば良いか」について (自由意見)
平成17年10月27日	第3回自治基本条例策定検討委員会	グループ討議	「海老名市の問題点」「どのような街を目指していけば良いか」について (自由意見)
平成17年11月16日	第4回自治基本条例策定検討委員会	・グループ討議 ・今までの討議結果による骨子案の骨組みとなる項目(カテゴリー)の整理 (6項目:「市民」「市政運営の基本原則」「自治の理念」「市議会」「執行機関」「海老名らしさ」)	「海老名市の問題点」「どのような街を目指していけば良いか」について (自由意見)
平成17年12月16日	第5回自治基本条例策定検討委員会	グループ討議	①「市民」項目について
平成17年12月22日	市民アンケート調査検討部会(第1回)	委員3名(有志)による調査項目の検討	
平成18年1月11日	市民アンケート調査検討部会(第2回)		
平成18年1月13日	第6回自治基本条例策定検討委員会	グループ討議	②「市政運営の基本原則」 ③「自治の理念」項目について
平成18年2月8日	第7回自治基本条例策定検討委員会	グループ討議	④「市議会」項目について
平成18年2月17日 ～平成18年3月20日	市民アンケート調査実施	18歳以上の市内在住者2,000名を対象 (無作為抽出による) → 回答数793件	
平成18年3月8日	第8回自治基本条例策定検討委員会	グループ討議	⑤「執行機関」項目について
平成18年3月28日	第9回自治基本条例策定検討委員会	グループ討議	⑥「その他」「海老名らしさ」について

【平成18年度】

平成18年4月26日	第10回自治基本条例策定検討委員会	条例案(報告書)作成に向けた論点の整理等	
平成18年5月10日	第1回自治基本条例策定検討委員会 起草部会	条例骨子案素案の作成	
平成18年5月17日	第2回自治基本条例策定検討委員会 起草部会	条例骨子案素案の作成	
平成18年5月25日	第3回自治基本条例策定検討委員会 起草部会	条例骨子案素案の作成	
平成18年5月26日	第11回自治基本条例策定検討委員会	条例骨子案素案作成についての検討	
平成18年6月14日	第12回自治基本条例策定検討委員会	条例骨子案素案作成についての検討	
平成18年6月14日	第1回自治基本条例策定検討委員会 調整部会	条例骨子案素案内容の調整	
平成18年6月17日	第2回自治基本条例策定検討委員会 調整部会	条例骨子案素案内容の調整	
平成18年6月28日	第13回自治基本条例策定検討委員会	条例骨子案の内容確認及び提言書内容の検討	
平成18年7月5日	第14回自治基本条例策定検討委員会	提言書内容の最終確認	
平成18年7月12日	第15回自治基本条例策定検討委員会	自治基本条例案の検討にかかる今後の対応について	
平成18年7月20日	第16回自治基本条例策定検討委員会 市長へ条例骨子案提言書 提出	提言書提出手続き 等	

(3) 海老名市自治基本条例策定検討委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

NO	氏名	選出区分	備考
1	青木 格一	市民公募	
2	伊藤 修	市職員	
3	岩間 友子	市民公募	
4	上山 晶子	市民公募	
5	小野 昌利	市民公募	
6	加藤 尚	市職員	
7	木村 洋	市職員	
8	久保田 英賢	市民公募	委員長代理
9	郷上 直	市職員	
10	谷川 武功	市民公募	
11	辻山 幸宣	学識経験者	(財)地法自治総合研究所理事
12	富宇加 忠則	市民公募	
13	友田 政弘	市民公募	
14	永山 八郎	市民公募	
15	橋本 栄二	市民公募	
16	林 節子	市民公募	
17	廣田 勝敏	市民公募	
18	柳下 勝幸	市職員	
19	渡邊 貴志子	市民公募	

2. 海老名市自治基本条例に関する市民アンケート調査 結果

海老名市自治基本条例に関するアンケート調査結果

・アンケート調査期間	平成18年2月17日～3月20日
・アンケート対象者	平成18年1月1日現在の市内在住18歳以上の者 2,000名（無作為抽出による）
・アンケート回答者数	783名（回収率39.15%）

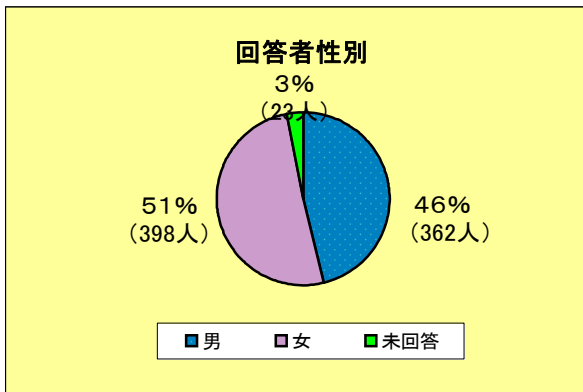
※ …… 回答データ値

〔フェースシート〕

I アンケート回答者の方にお聞きします

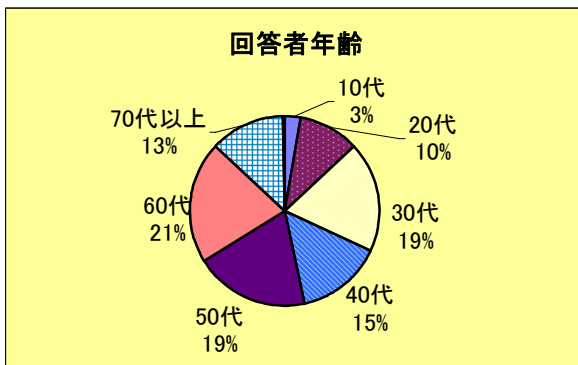
問1 あなたの性別について、該当する番号に○をつけてください（n=783）

(1) 男	362
(2) 女	398
未回答	23



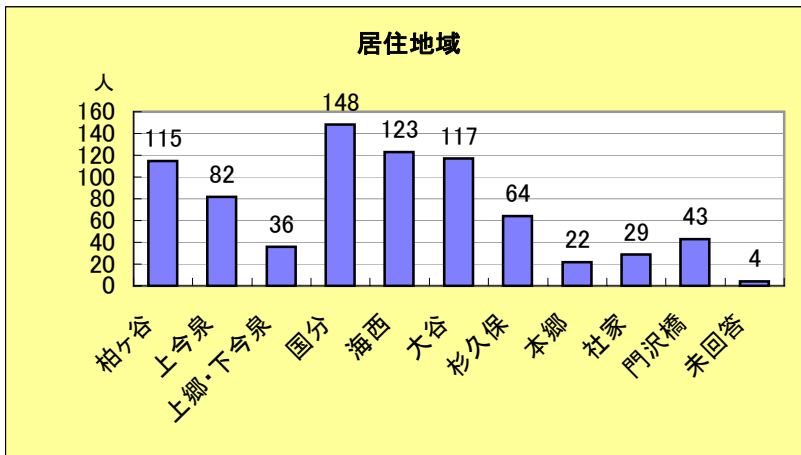
問2 あなたの年齢について、該当する番号に○をつけてください（n=783）

(1) 10歳代	21
(2) 20歳代	82
(3) 30歳代	147
(4) 40歳代	115
(5) 50歳代	152
(6) 60歳代	163
(7) 70歳以上	100
未回答	3



問3 あなたのお住まいの地域について、該当する番号に○をつけてください。（n=783）

(1) 柏ヶ谷地域（東柏ヶ谷、柏ヶ谷）	115
(2) 上今泉地域	82
(3) 上郷・下今泉地域	36
(4) 国分地域（中央、国分南、国分北、望地、勝瀬）	148
(5) 海西地域（河原口、さつき町、中新田）	123
(6) 大谷地域（大谷、国分寺台、浜田町）	117
(7) 杉久保地域	64
(8) 本郷地域（上河内、中河内、本郷）	22
(9) 社家地域（社家、今里）	29
(10) 門沢橋地域（中野、門沢橋）	43
未回答	4



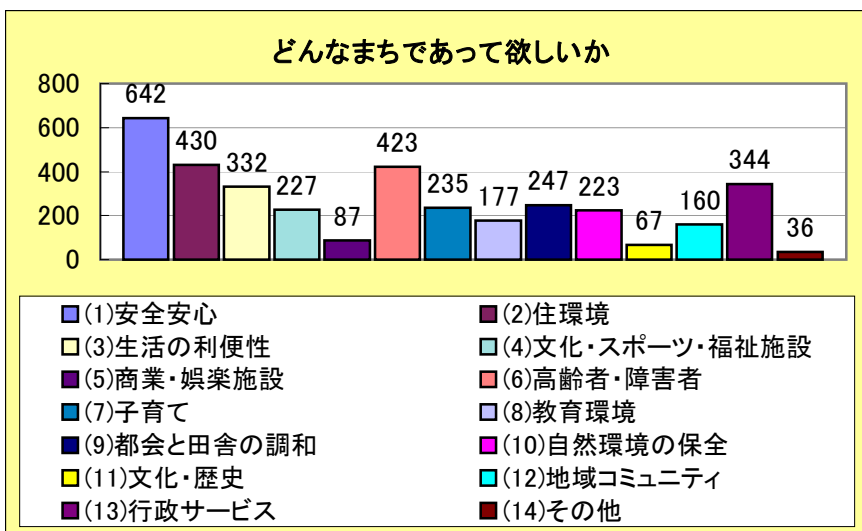
【アンケート】

Ⅱ 海老名市のまちづくりについてお聞きします

海老名市がどんなまちであってほしいですか。該当する番号を5つ選び、○をつけてください (n=782)

(1) 安全・安心なまち	642
(2) 住環境が良いまち	430
(3) 生活の利便性が高いまち	332
(4) 文化・スポーツ・福祉施設が充実しているまち	227
(5) 商業・娯楽施設が充実しているまち	87
(6) 高齢者・障害者にも暮らしやすいまち	423
(7) 子育てしやすいまち	235
(8) 教育環境が良いまち	177
(9) 都会と田舎が程よく調和しているまち	247
(10) 自然環境の保全に積極的なまち	223
(11) 文化・歴史があるまち	67
(12) 親密な地域コミュニティがあるまち	160
(13) 行政サービスが充実しているまち	344
(14) その他	36

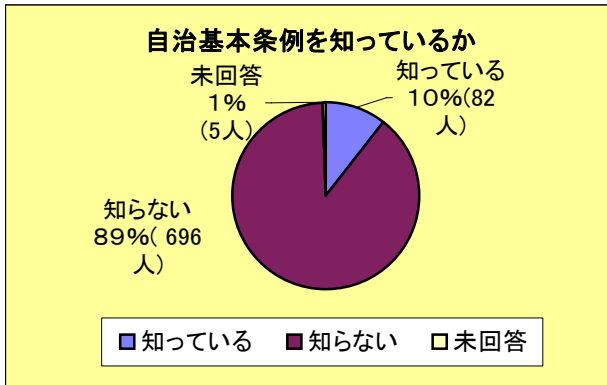
〔別記記述箇所回答結果のとおり〕



Ⅲ 海老名市自治基本条例についてお聞きします

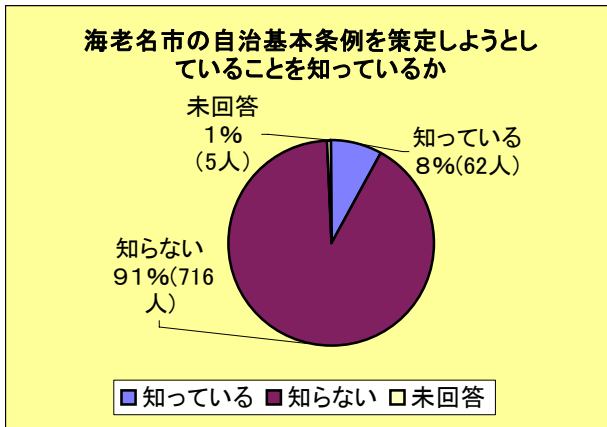
問1 自治基本条例を知っていますか。該当する番号に○をつけてください。 (n=783)

- (1) 知っている 82
- (2) 知らない 696
- 未回答 5



問2 海老名市自治基本条例策定検討委員会（以下「検討委員会」）により、海老名市の自治基本条例を策定しようとしていることを知っていましたか。該当する番号に○をつけてください。 (n=783)

- (1) 知っている 62
- (2) 知らない 716
- 未回答 5



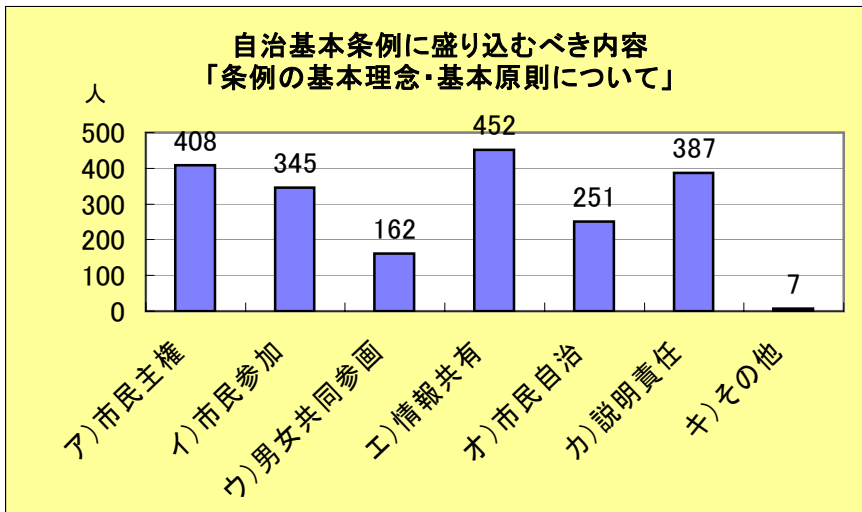
問3 現在、検討委員会では海老名市自治基本条例に盛り込むべき柱として、以下の内容（4項目）について検討しています。それぞれの項目として条例に盛り込むべき内容と思われるものを3つ選び○をつけてください。 (n=742)

(1) 「条例の基本理念・基本原則」について

- ア 市民主権の原則
- イ 市民参加の原則
- ウ 男女共同参画
- エ 情報共有の原則〔市民・行政・議会情報の共有〕
- オ 市民自治〔市民自身がまちづくりを行っていくという考え方〕
- カ 説明責任〔議会・行政の説明責任〕
- キ その他

ア	408
イ	345
ウ	162
エ	452
オ	251
カ	387
キ	7

〔別記記述箇所回答結果のとおり〕



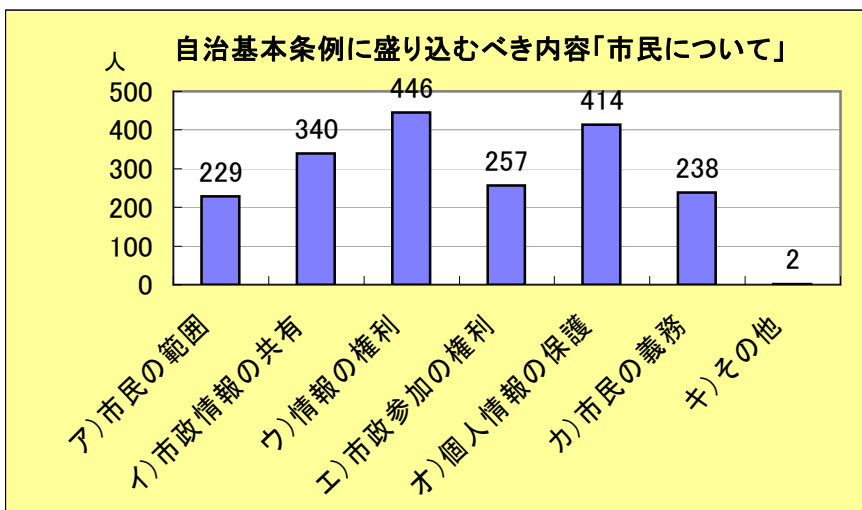
(2) 「市民」について（責任と権利等）

- ア 市民の範囲〔市民の定義とすべき範囲〕
- イ 市政情報の共有
- ウ 情報の権利〔行政情報を知ることの権利〕
- エ 市政参加の権利
- オ 個人情報の保護
- カ 市民の義務（責務）
- キ その他

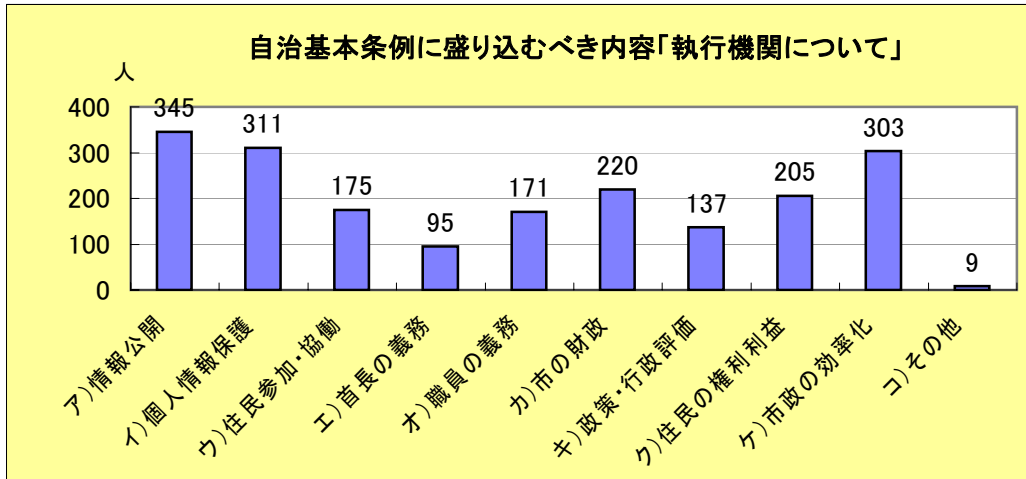
(n=736)

ア	229
イ	340
ウ	446
エ	257
オ	414
カ	238
キ	2

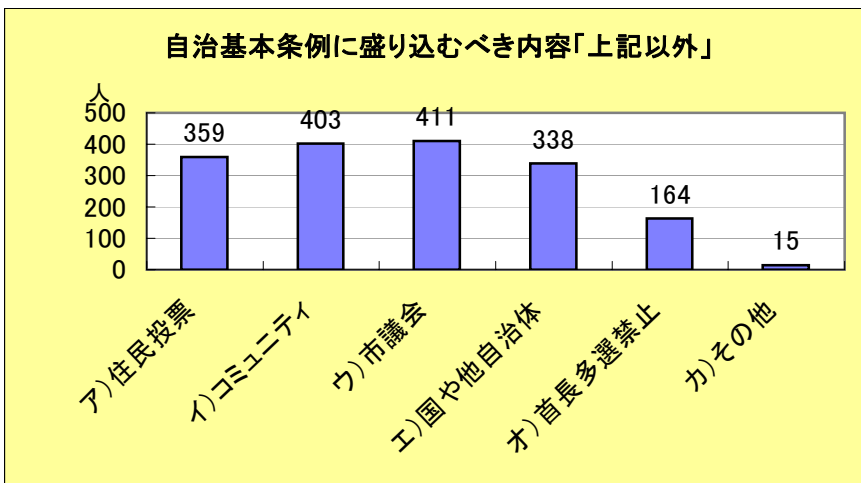
〔別記記述箇所回答結果のとおり〕



- (3) 「執行機関（行政）」について (n=737)
- | | |
|-----------------|-----|
| ア 情報公開の推進 | 345 |
| イ 個人情報の保護 | 311 |
| ウ 住民参加・協働の推進 | 175 |
| エ 首長の義務（責務）について | 95 |
| オ 職員の義務（責務）について | 171 |
| カ 市の財政に関すること | 220 |
| キ 政策評価・行政評価の確立 | 137 |
| ク 住民の権利利益の保護 | 205 |
| ケ 市政の効率的な運営 | 303 |
| コ その他 | 9 |
- 〔別記記述箇所回答結果のとおり〕



- (4) 上記以外で海老名市自治基本条例に盛り込むべき内容と思われるものについて (n=718)
- | | |
|----------------------------------|-----|
| ア 住民投票について | 359 |
| イ コミュニティ（自治会、NPO法人、企業など）との関係について | 403 |
| ウ 市議会の役割と責務について | 411 |
| エ 国や他の自治体等との関係について | 338 |
| オ 首長の多選禁止 | 164 |
| カ その他 | 15 |
- 〔別記記述箇所回答結果のとおり〕



IV 海老名市自治基本条例の策定に関するご意見・ご要望を自由にお書きください。

別記記述箇所回答結果のとおり

ご協力ありがとうございました

記述箇所回答内容

II

「海老名市がどんなまちであってほしいですか」

(14)その他

もう少し自然を大事にして欲しい
個人や家族の医療情報がすぐわかるようにして欲しい。
現状維持に満足しています。素敵な街です。
ペットと住みよいまち
調和の取れたまちづくりで、例えば行きすぎた身障者保護の是正や暴走族の排除など。
若い人が結婚に夢を持てる街。若い人をしっかりと育てる企業のある街。
東柏ヶ谷4丁目は中学校が遠いため、自転車で通学できるようにしてもらいたい。現代の安全なまちは、子供を守らない限り無理だと思う。
税金の無駄遣いのない町
歩行者にも安全な道路
1,6,8,10,11についての基は、教育面（学校・家庭・社会）の共有性です。
低コスト（住民税が安い）まち
いつまでもカエルの鳴いている街でいて欲しい。
道路整備を進めて欲しい。
美しい街
ウィーンの街のように歩道が充実している街にして欲しい。
携帯の情報はとてもよかったと思う。けれど、市内で起きた事件で、市民にもっと知らせるべき事件等があるように思います。もっと細かく知らせてもらいたい。
交通が不便（バスが廃止）歩いて買物ができるようにしてほしい
道路事情が特に悪く高齢者は住みづらくなってきた。無機質な建物が多くなってきて住みづらくなってきた道路整備をお願いします（歩道が少ない）
5つに限定できません。
人間平等。今の現在田舎の考えの方が昔ながらの心が正しく今は心が無さ過ぎる。
厚木駅の乗り降りが不便である。
海老名SAに道の駅を併設し地元の活性化を図る。
全てが当てはまります。
生活保護制度そのものは良くなってきているが、中にはそれを良いことに陰でパチンコ、ギャンブルをやっている中年以上の男性がいる。要調査。
空交番の改正。特に柏ヶ谷派出所。
自由な創作表現が保護されるまち
市民相談窓口の充実（実効性が必要）
本郷地域は特に生活の利便性が低い。
ペットを大切に作る町。駅のトイレがきたなすぎるのは問題だと思うので、トイレがきれいな町。バスの本数をふやす町。
老人や子供が娯楽・趣味で交はれる所があればよい。
都市計画性のあるまち。景観を損なわないような。
歩道のデコボコが多いので危ない。線路が多いので交通渋滞が難。自転車の無灯が多いので、個々注意するが反対に怒られるので、ケイサツがきびしくして欲しい。
騒音のない町
柏ヶ谷小学校の前の通学路を広くしてほしい。
交通の便について。相模線、相鉄線（海老名駅に限り）足腰が悪いため、エスカレーター若くはエレベーターの設置を希望しております。
まちづくりについて、統一感がなくバラバラな感じがする。清潔で統一感のあるまちづくりをしてほしい。
高層マンションが少ない町

Ⅲ
問3

(1) 「「条例の基本理念・基本原則」について」

キ その他

市民のためと言う前に海老名市に住む子供達が安心して過ごせる市を目指して欲しい
血税の無駄遣いをしない
安全・安心なまちづくりの原則（方針）の取組みを検討していただきたく。
社会保障の充実
3つに限定できません。
わからない
他の都市がやっている事が気にかかるが、海老名市は何を目的（施策を考えている）かが分からない。
市民平等の原則。市民の意見集約努力規定。
子育てのしやすい事

(2) 「「市民」について（責任と権利等）」

キ その他

定義が専門的過ぎるため、一般市民として判断出来る項目ではありません。
3つに限定できません。
行政への質問権・提案権の確保
子供の安全

(3) 「「執行機関（行政）」について」

コ その他

住民の要望に速やかに対処できるようなプロジェクト課を
○無しでも全項目は必要です。
行政をする上において、その責任の表明
順位付けできるものではない
危機感を感じて市職員は仕事に取り組んで欲しい。
3つに限定できません。
わからない
サービスについて行政は「あいさつ」、「やさしさ」が足りない。給与の減額等、民間に合わせた給与等、（退職金）給付金の減額。
個人情報強く言われていますが、TELにて名前(本人の)さえいえば、おしえる大手会社あり、納得出来ない抜けさく運営です。ISMSをうたい文句にしてるだけで内容は0です。他にも方法があります。私もその仕事に従事していますが・・・

(4) 「上記以外で海老名市自治基本条例に盛り込むべき内容と思われるものについて」

カ その他

官と民のなすことを明確にすること
基地対策（騒音対策等）
定義が専門的過ぎて、全体的にアンケートとしては、抽象的過ぎる。
民力活用による小さな行政府を作る方向性の明確化
安全・安心の推進と警察との連携の取組み。
何もありません。よろしくお願いします。
よくわかりません
全項目必要です。
高い建物について、一定の歴史のある町にするのは高いのは良くない
よくわかりません
アンケート調査等
3つに限定できません。

市民と行政の役割分担及び責務等の明確化
わからない
各種審議会委員の兼任数の制限、経歴の公開。
ペット問題
民生委員は、近くの住民についてもっと知識を持つべき。精神的に異常がある人でも、当たらず、さわらずにて子供を守らない。

IV

「海老名市自治基本条例の策定に関する意見・要望」

子供（小・中・高等学校生）の教育、育成及び安全性に関し、学校、家族、地域社会との有機的な体制作りを検討していただきたい。
海老名市の憲法となる位置付けの法令である。品格のあるバランスのとれたものにして欲しい。特に革新系の人々から市民の権利が強く要求されるだろうが、義務と責任を明確にして欲しい。最終的には、市議会の良識を問われる。市民の誇れる常識ある市民条例を作って欲しい。
住民税を払っても海老名に住みたいと思えるような安心して市民の権利と義務が明確となる、合理的で納得性の高い環境を作成する基本条例を望みます。「海老名市」というブランドの構築を市民全体で共有できるよう相互に高め、義務を果たせるように。（権利の主張だけでなく。）
例えば過去に駅前の一等地に突然パチンコ屋が建ったという意識が私だけでなく周りの者の多くが持ちました。海老名外部の人からも丸井より良く目立ちこうい街なのかと思ったとも言われました。前もっての情報がまったく無いと感じました。土地は個人のものかもしれませんが、海老名の顔とする場所の場合、何らかの話し合いなどはもてないのかと思います。
市の広報などはいつも目を通しているが、条例のことは知らなかったです。市のHPなども時々見ますが、思っている情報を調べるのに時間がかかり、他に興味のある情報などにもチェックしにくかったです。HPでもアピールしているのかわかりませんが、市民には重要なことですから、もっと市民の目に付くようにする必要があると思います。
市の自治基本条例はまったく知りませんでした。行政のお役所体質、馴れ合いに呆れています。これからもっといろいろな世代の人の意見を取り上げて「市民が第一」の行政サービスにしてください（海老名は老人ばかり手厚く子供たちには冷たい政策だと思えます。）。
条例を決めることだけに力を出して決まってしまうたら何も変わらないようなことが無いようにして欲しい。とにかく責任を取らない公人がやたらと公共事業をやらないで欲しい。税金がもったいない。
自治基本条例についてよく分からないので意見・要望はありません。もっとPRが必要なのではないですか。
海老名市自治基本条例策定委員会について「委員名・人数、選定基準、会議回数、報酬等、アンケート結果」を広報で明確にしてください。これらの情報を資料として添付して欲しかった。
情報を単純化した状態で閲覧できるようにすると良いと思う。
病気や怪我をしている人などの意見を取り扱って欲しい。
司馬遼太郎は生前「日本人は感じが良くなくては世界の中で生きていけない。『感じがいい』とは、①思いやりがあって、②潔くて、③名こそ惜しけれ（恥を知る）ということである。」と言われた。海老名市自治基本条例に、これらの趣旨を盛り込んで金があれば何でもできるとか、詐欺の様な住宅建設、人命軽視の嘆かわしい風潮を変え、環境の良い情緒あふれるまちづくりを目指した条例が策定されるよう委員会諸賢のご尽力を期待しております。
気候を筆頭に住みよい街と満足しています。欲を申せば老若共通の場をと思いますが。
定年退職者（高齢者）のスキル活用の仕組みづくり（ボランティアと有料の双方が必要）
中学校での給食は？売店は？基地が近くチャンスも多いのになぜ英語教育を充実させないの？そんなお母さんたちの声をどこにどうやって届けたいの？身近な市政にしたいのでしょ。身近な市政にしたいのでしょ。切に願います。
市民モラルについて一言と思いましたが、やめておきます。意識の問題です。家庭・教育でした。『あたりまえ』は難しいです。
ややもすると個人保護に偏りすぎ、大衆の利益が損なわれていることが時々見られる。大局的見地に立って行政が進められるような市であってほしい。

海老名は自然が豊かで交通の便もよいので住んでいる。ただ公園（緑豊かな）が少ないので商業主義にならぬようお願いしたい。相模川沿いにサイクリングロードを整備して欲しい。隣接の市町村と連携し、平塚まで完備して欲しい。
自然のすばらしい街です。私はこの畑や田んぼが大好きです。是非この環境を保護してください。花の見える町並みや通りをいいなあと思います。
大谷地区の番地変更について、その理由がわからない。変更の際し、多額な出費が考えられ、財政難の時に変更する必要はないのではないか。
海老名市民として、豊かな自然と郷土を受け継ぎ市民の権利及び責務、市議会と執行機関の責務を明確にする。
行政・議会が文化に貢献、社会に奉仕の精神で市民のために職務を遂行すること。
基本条例の策定そのものを知らない。我々が興味ないのか、情報伝達方法の問題なのか。この状態では、いい市民の意思に基づいた条例はできないのではないか。
このようなアンケート方式に疑問がある。もう少し分かり易い内容でなければ、無作為に抽出された市民でも判断できる内容ではありません。あまりにも、抽象的過ぎる。このアンケートで市民の意向が判断されるとは思えない。アンケート実施においては、慎重に考えた上で実施して欲しい。
「住みたい、住み続けたい」海老名であって欲しいので治安のいいところであると言われる町にしたい。子供を安心して外で遊ばせたい。
高齢者に対し、医療関係の充実、資料等の回覧配布情報。高齢者に対し、運動・スポーツ（健康促進）。海老名市の発展を心よりお祈り申し上げます。
海老名市は他市に比べて高齢者、障害者に対する取組みが非常に遅れています。せめて他市と同等レベルの取組みをしていただきたいと思います。
まちづくりについて。地域では学童の登校する時間帯に通学路に自動車が入り、子供や歩行者の通行が妨げられています。効果ある規制を行って欲しい。
高齢者の福祉や子育て支援（特に小学校以上をもつ親への。例えば学童など。）非常に遅れているので、近隣の市町村からも知識を得て進めて欲しいです。
責任と権利が均等された理解のできる（一方的な理解でないこと）。市民である権利と責任。行政に対する権利と責任。市民意見が反映されること等を盛り込み、理解できることを望みます。
広報えびなどで条例のことを読んだような気がします。詳しいことは知りません。私は海老名が大好きです。都会の田舎という感じがまだまだ多く残っていて。でも緑の山（丘）がずい分と宅地化されて今何とかしないと完全に都会化してしまいます。この残り少ない緑の山を市で買い取ることはできないでしょうか。緑募金をすることはできないでしょうか。
市民の権利と義務、行政の責務、議会や議員の役割と義務等をはっきりとさせることが大切である。海老名で住み続けたい環境を守るための条例やそれについての情報と市民への理解、その為の税の使い方などきちんと定めておくこと。海老名は都心から1時間以内で来られる。そこが歩いて5分で田がありいろいろな鳥や虫がいるということをアピールし、これこそ観光資源である。その為、上記を含めた様々な政策を作っていく必要がある。
(1)と(2)の質問の趣旨が良く分かりません。それに3つを選ぶ理由は何でしょうか。海老名市の自治基本条例として根底は、奈良時代より続く歴史文化を海老名市民が誇りに思えるような市政が重要だと思います。そのような共通の認識を育てていかなければ、いかに市民主権だの、情報共有だのと言っても無意味だと思うのですが。
海老名市民として「自治基本条例」について知識不足ではありますが、今後積極的に参加していきたいと思っています。
①最近、海老名市にとっても安全・安心のゆらぎが感じられる。住民の安全・安心の基本維持のために自治体、警察、市民（自治会）一体連携となった体制作りと取り組み方の基本策定をぜひ強力に推進してもらいたい。②自治体、一市民との情報共有基盤としてのホームページの活用を大幅にレベルアップしていただきたい。現在のホームページは寂しい限りである。
自治基本条例とは結局何なのかよく分かりませんでした。子供でもわかるように説明していただきたいです。